

お客さま 各位

佐野信用金庫

ATMによる取引制限のご案内

平素は当金庫をご利用いただき、誠に有難うございます。

昨今、お客さまをATMに誘導し電話で操作方法を指示して現金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害や、キャッシュカードとパスワードを言葉巧みに盗取し、不正な払戻しを行う「劇場型詐欺」の被害が発生しております。

については、このような特殊詐欺被害を防止するための対応策として、ATMによる取引を下記のとおり制限させていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 開始時期（共通事項）

2019年6月20日（木）のお取引より開始予定

※上記期日以降、毎月の当金庫所定の期日にて制限処理を行います。

2. ATMによる取引制限の内容

（1）ATM振込制限の変更

過去1年間キャッシュカードによるATMでの振込取引をされていない65歳

以上のお客さまは、ATMでのお振込をご利用いただけなくなります。

※これまでは70歳以上のお客さまを対象としていたものを、65歳以上に変更いたします。

（2）ATM払戻制限の新設

過去2年間キャッシュカードによるATMでの払戻取引をされていない65歳

以上のお客さまは、ATMでの払戻限度額を10万円までに自動的に引下げさせていただきます。

3. ATMによる取引制限の解除を希望されるお客さまへ

上記2のキャッシュカードによるATMを利用したお取引制限の解除を希望される場合は、お手数料をおかけしますが平日の営業時間内に当金庫お取引店舗の窓口へ、お届け印とご本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえでお申し出ください。本人確認のうえお取引制限を解除させていただきます。

以上